

第 15 回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 18 年 5 月 29 日 (月) 10:00 ~ 11:40
- 2 場 所 総務省統計局 7 階中会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、清水委員、新村委員、大戸委員、野田委員、森委員
- 4 議 題 最終報告書 (案) について

5 結果概要

(1) 報告書案についての調査実施府省からの意見

事務局から、最終報告書(案)について各調査実施府省から寄せられた意見について、資料 1 に基づき説明を行った。

主な意見等は次のとおりである。

民間委託統計調査の適切な実施

(NO.3)

事務局回答の「地方公共団体の職員」の「職員」には非常勤の公務員である統計調査員も含まれるのかとの質問があり、調査の民間委託を行った際には、統計法上の統計調査員はいないはずであり、統計調査員は含まない趣旨であるとの説明があった。

民間委託時の手続等

(NO.5 ~ 7)

事務局回答は、指定統計調査を市場化テストの対象とする場合には統計審議会の審議及び統計法第 7 条に基づく総務大臣の承認が必要という趣旨かとの質問があった。これに対して、統計調査員を活用している調査については、実査の民間委託を行うことになれば調査系統の変更に当たり、調査要綱等の変更を行う必要があるが、郵送調査等については、民間委託を行っても必ずしも調査系統の変更に当たらない場合もあり、後者のような場合には、従来は統計審議会の審議等の対象としてきておらず、市場化テストについて特別な配慮が必要か否かについて、今後検討することとしたいという趣旨であるとの説明があった。

統計データの利用状況の報告

(NO.12)

内閣府統計制度改革検討委員会の議論でも、万一の時の「駆け込み寺」はあるのかと問われており、統計データ利用状況の報告はそのような役割を果たすこととなるため必要ではないかとの意見があった。

オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の要件

(NO.13・14)

「国民や企業の信頼を失わない」ことを要件とすべきとの意見が出されているが、具体的にはどのような観点なのかとの質問があり、事故があった場合等も含めて絶対に漏洩等が起こることがないように、使用者の範囲ではなく提供等を行う統計データ等自体を限定し、調査実施者の裁量の余地をなくすべきとの趣旨と考えられるとの説明があった。これに対し、匿名標本データについてそのような観点からデータの作成・提供を行おうとした場合、そのようなデータでは、事実上何にも使えない

のではないかとの意見があった。

(NO.18)

一定の公益性を判断するための外的基準として、例えば文部科学省の研究者番号を用いることができるのではないかとの意見、学生といっても社会人学生のような者もいるのではないかとの意見、研究者になる直前の学生が統計データのヘビーユーザーになるとも考えられ、そのような場合に利用を認めないと本来の制度導入の趣旨から外れるとも考えられるとの意見があった。

オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の努力義務

(NO.19・20)

努力義務規定を設けた場合の法的拘束力はどのようになるのかとの質問があり、あくまで努力義務であるため、何らかの合理的な理由があれば実施をしなくても構わない、ただし努力をしたことの立証責任は調査実施者にあるかもしれないとの説明があった。

オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供の内容

(NO.27)

徴集した手数料を委託機関の収入とすることは可能なのかとの質問があり、法令上その旨明記すれば可能と考えるとの説明があった。

その他（表現上の修正等）

(NO.33)

「個人情報の漏洩事件の発生を契機に」とあるが、従来から個人情報の漏洩自体は起きていたが、個人情報保護法制の施行を契機に報道件数が増え、国民の意識が高まっていると考えられるので、その旨修正したほうがよいのではないかとの意見があった。

今後の予定等

(NO.39)

この研究会の内容の法案化は統計制度改革検討委員会の検討内容と同時期を考えているのか、統計調査の市場化テストに対応するための法制上の措置を先に行っておく必要はないのかとの質問があり、統計調査の市場化テストについては、現行の統計法でも対応可能と考えているとの説明があった。

(2) 最終報告書（案）について

事務局から、資料2に基づき、報告書案の修正箇所について説明を行った。

報告書案については概ね了解が得られ、最終的な案文については、本日の検討内容を踏まえ、座長の一任とすることについて了解された。